

脱原発情報

発行 双葉地方原発反対同盟 責任者 石丸小四郎

970 - 8026 いわき市平童子町3 - 6 II 903

TEL・FAX 0246-25-7737 携帯 090-4477-1641

E-mail : ishimaru19430106@gmail.com ブログ「石丸日記」

大震災 過酷事故 10年特集 徹底的に見捨てられた 初期被ばく！

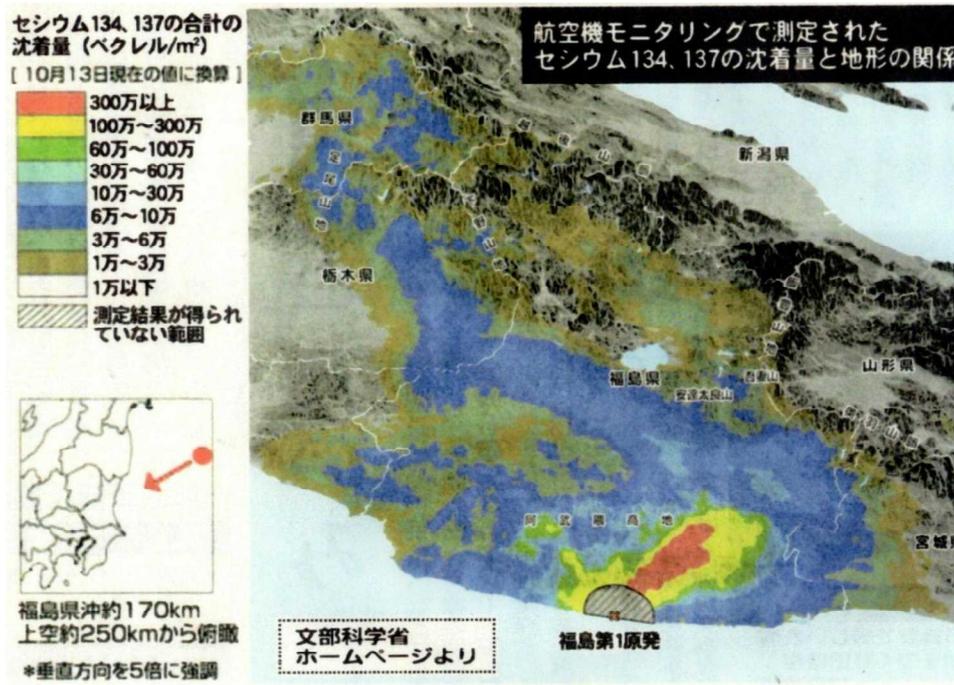
忘れもしない！2011年3月11日、14時46分、M9.0の巨大地震と津波が襲った！12日には1号機水素爆発、ルトダウ、格納容器破損など大量の放射性物質の放出が続いた。

過酷事故で何よりも不足したのが、原発事故の深刻さを正直に伝え、住民の避難・除染を確実に実行することを放棄したことだった。特に、住民の初期被ばくを目の当たりにした政府、福島県、一部学者は(資料1)の子ども達の身体除染や安定ヨウ素服用に関する基準値の方を危険な方向に10倍近くも引き上げたのだ。一定以上の汚染状態にある人をふり分け「スクリーニング検査」を12日までは放射線の数の

単位を13,000cpm(シーピーエム)だったものを同14日には100,000cpmに変更したのだ。検査単位を引き上げたばかりではなく県民子ども36万人の検査を1,080人で打ち切り「証拠がない！」と嘯くのが県民健康調査検討委員会座長である。文科省は(資料2)で福島県3分の2が「放射線管理区域」と同様の汚染地域になったことを公表した。この現実を決して忘れはしない！



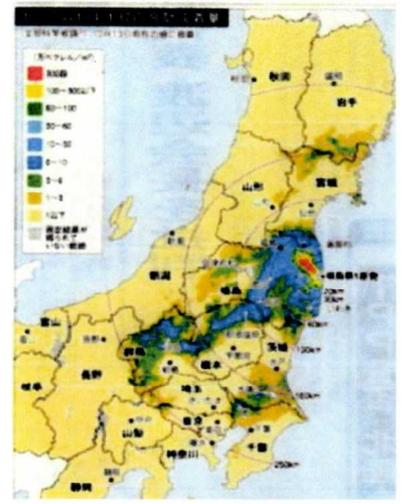
(資料1) 14日には100,000cpmに変更したのだ！



(資料2) 福島県全体が放射線管理区域と同等の汚染実態が…！

放射線管理区域

- ◆ 4万ベクレル/m² 以上
- ◆ 0.6マイクロSv/時 以上



東日本全体に広がった

余震で明らかになったこと！ 第一原発 現場 放射線高く 監視も不可能！

2月13日の福島県沖の震度6強が起きた時「余震は当分続くだろう！」だった。3月20日にも震度5強の余震が続いている。今回は第一原発（資料3）の地震対策は「機能不全に陥っている」と見ている。その現状を探った。

その傾向は2月13日、余震後の第一原発の状況にも大き過ぎる。把握にハッキリと表れていた。

【余震後の対応】

- ・13日：23時7分余震発生、原子炉格納容器水位低下の可能性ありと推測？
- ・14日：タンクのズレ推測？
- ・18日：タンクのズレ約20基と公表。深夜1号機水位低下推測？
- ・19日：1・3号機同水位低下確認公表。
- ・22日：地震計故障を初めて説明。
- ・25日：タンクのズレ53基と公表。

以上のように1・3号機の原子炉格納容器の水位低下の可能性有りと言測しながら確認公表したのが19日である。余震発生から6日後だった。

タンクのズレは14日午後に複数発見したが「水漏れや設備の損傷はない」と確認したのが18日だった。被害は53基まで増え、発表したのは25日になってからである。

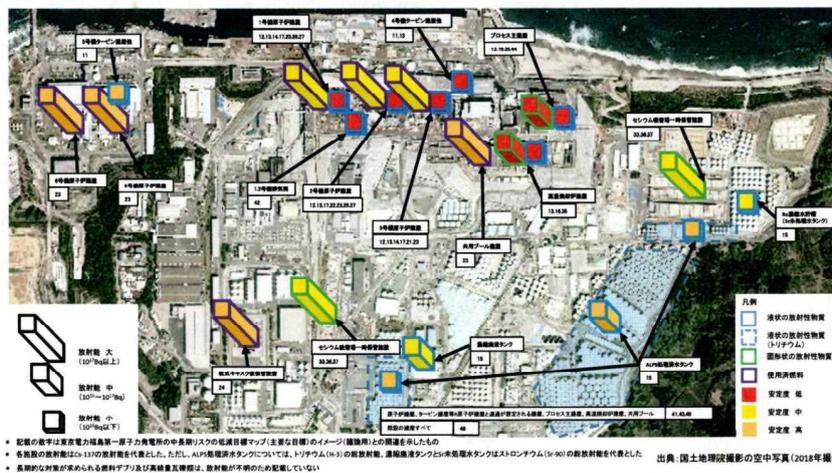
余震後には即座



(資料3) 余震の翌日の第一原発全景



(資料4) 最大200マイクロSv/時を浴び続ける労働者



(資料5) 第一原発1～4号機周辺の放射性物質の所在状況

の中に表れていた。

現場では常時監視するパラメーター（圧力容器底部温度・注水流量・同温度・注水流量・格納容器内温度等）がある。

第1の問題は（資料4）にあるように第一原発の汚染状況にある。

建屋周辺は線量が200マイクロSv/時ある。建屋内部は高線量のため「監視カメラ」でしか見ることしか出来ない状況にあるという。

更に、やり取りのほとんどの回答は「今後検討する！」が多くなっている。ようするに「時間をかけて検討するしかない」という状況なのだ。

他の記事^(注1)では385マイクロSv/時となる場所も

あるという。私の住む町ののモニタリングポストの値は凡そ0.08マイクロSv/時だから、2,500～4,800倍である。この線量では落ち着いて検査・補修するなど出来ないことは自明である。

この線量であれ

に状況を把握しなければならないのに時間差が余りば労働者は、考えないようにしているけれど戦場そ

のものであろう！

(資料5)は1～4号機周辺の放射性物質の所在状況である。

それを見ると放射線量は10京ベクレル(兆の1万倍)以上が10ヶ所もある。赤い角柱は建物・部材の安定度が低い



(資料6) 建屋 側面がボロボロ

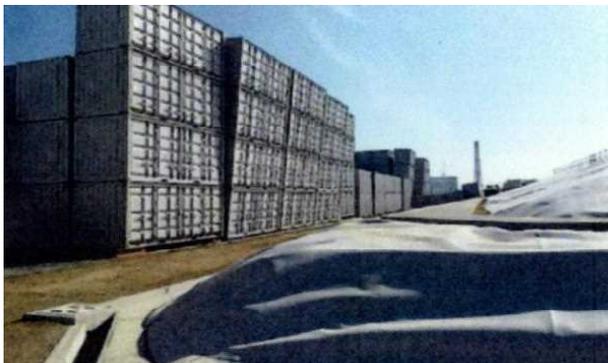
い建屋や排気筒が7つも存在している。

特に、今、問題となっているのが2～3号機の格納容器の真上にある直径12メートル、厚さ60センチの円板状の鉄筋コンクリート状のシールドプラグである。これが約2～4京ベクレルもあることが分かった。

更に、事故直後プロセス建屋を汚染水槽代わりにしたツケが回り、人が瞬時に死に至る3,000～4,000ミリSvの線量が確認されている。

アルプス多核種除去設備の汚泥なども同様で、内部に入ることさえ、勇気がいる実態にあるという。

東電社員が次々と退職し新入社員が入っても“仕事の伝承”する



(資料8) 積み上げられたコンテナ

ことさえ出来ずにいるという。

だから放射線を扱う仕草や態度、いわゆる“振る舞い”が問題となり、不適合事象が多発しているというのだ。

第2の問題は(資料6～7)にあるように経年劣化、爆発、浜・海風で建物はボロボロだという。

更に(資料8)にあるように、至るところコンテナなどが積み上げられている。その結果、地震があれば(資料9)のようにコンテナは落下している。今回は夜間だから作業員が

いなかったから良かったものの平日ならとんでもない事態になっていた可能性がある。

原発の現場では、それを平気で行われていたのである。ここでも労働者の命を軽んじる、どうしようもない姿勢があらわれている。

第3の問題は「事故対応」に時間がかかり過ぎることである。余震発生が23時7分、同時に免震棟1階の廊下で火災報知器鳴動、双葉消防本部に第一報を連絡したのが



(資料7) 塩害 風化で壁面が剥げている

同59分で、その間51分もかかっていることになる。

更にパトロール開始が翌0時55分

と、発生から1時間47分もかかっている。規制委員会は「こちらから連絡しても繋がらなかった！」と責任者は嘆いている！

第4の問題は3号機2つの地震計を故障・修復出来ず「千載一遇のチャンスを逃した」と語るように、構造物の耐性を推し量る数値を得ることが出来なかったことである。

最後に、オンライン会議での「東電社員の元気のなさ・自信喪失」が見え隠れして

いてことである。

スマトラ沖大地震でも11年後までM7.8以上の余震が2回起きています。

地震が来たらまずは、情報確認、屋内退避、窓・壁目張



(資料9) 案の定 落下したコンテナ

り、風向き確認、遠くに避難である！

福島原発事故から 10 年目に想う

投稿 川上義孝氏（金沢市 医師）

放射能にまみれた水、土、膨大な廃棄物の山・・・捨て場もない。安全な場所（？）にまとめ、それぞれの放射能の半減期を繰り返し、自然の衰退を待つ以外すべもないのが本音だろう。

原発を始め原子力産業が存在する限り必然の宿命であり、平穏を望む社会として二度と手を出してはならない“禁断の木の実”であることを、10 年目に改めて確認したい。

一方、原発事故の勃発の緊急時、放射能の放出・拡散・被ばくに関する詳細な実測、実証作業のお粗末振り（東電と国の緊急時体制への無知、各種測定作業の秘匿性、手抜き、逃げ腰）が目に残る。

1) 原発事故の緊急時即効的な放射性ヨウ素の大量発生（12 日 = 1 号機、14 日 = 3・2・4 号機）

① 政府機関による唯一のヨウ素 131 の測定。3 月 24・28・29・30 日。飯舘村、川俣町、いわき市の児童 1,080 人を測定。個々の甲状腺被ばくではなく、100 μ Sv 以上の被ばく者がいないかの確認が目的。

そのため簡易式測定器使用。結果、100 μ Sv を超えた被ばく者なしと判定。

当時の枝野官房長官は「100 μ Sv 越えの子どもはいないから甲状腺がんなどの心配はない」という安堵の会見の姿が印象的。

“100 μ Sv 以下だから安全“という「100 μ Sv 閾値（境目となる値）論」の広がりと共に、放射線被ばく警戒意識は消えていった。いまや閾値論は、科学的には否定されているが原発擁護の立場から「守り神」の如く強く支持されている。記憶に残る事故直後、国の機関による唯一の放射線測定作業の置き土産、あだばな現実である。

② 床次眞司弘前大学教授の自発的測定作業。浪江津島地区、居合わせた住民の要望のもとに、4 月 12

日～16 日に、62 名を測定。機種： γ 線の放射線元素別に測定（ γ スペクトロサーベイメーター）46 人より放射線ヨウ素検出（7割）

③ 田辺文也氏（元日本原子力研究所研究員）スペクトルデータと原子炉周辺の温度、圧力データをつき合わせ 3 月 14・15 日のヨウ素 131 の大量放出と、さらに 3 月 12・21・22 日に複数回の放出ありと確認。総合すると、今回の事故で放出されたヨウ素 131

の総量は 206 ペタベクレル（ペタベクレル = 1000 兆 B

q）。チェルノブイリ事故で放出されたヨウ素の 1/10 だが、現時点で入手可能なデータから導き出した到達点（以上、世界 2013.4・NHK「E T V 特集」取材班）。

2) 国連科学会議（U N S C E A R）2021.3.9 報告。同組織は、欧米

や日本など 27 カ国の科学者らで構成 というが・・・。

① 摂取した食物と甲状腺被ばくの関係。今回は「事故後に流通した食品の放射能の実測値など、2019 年末までに入手できたデータを取り込み実態に近い推計を目指した」（2014 年時は、データ不足で実際に流通していない汚染食品を食べたと仮定）

「福島県内の各市町村の平均値。単位 μ Sv」。甲状腺 2019 年：「1 歳 1.2~3.0・10 歳 1.0~2.2・成人（全身）0.046~5.5」2014 年：「1 歳 15~83・10 歳 12~58・成人（全身）1.0~9.3」

② <問題> ここで示されたデータは現在（2019 年）の甲状腺の被ばくの程度を示している。つまり 10 年前の放射線の大量被ばく、放射性ヨウ素の甲



(資料10) チェルノブイリ原子炉は石棺に

甲状腺内蓄積・恒常的な細胞内部被ばくによる様々なレベルの障害を受け、修復・病化・癌化など様々な状態にあるという前提で、2019年現時点での甲状腺被曝（障害）の状態にあるということ。そのことを無視して、現時点の甲状腺被ばくが弱いから安全といのは甲状腺の現状を見ていない。

③ 床次氏の事故直後4月12日から5日間の浪江町津島の住民62名の甲状腺検査の放射線量測定。高精度測定器による、甲状腺蓄積ヨウ素131のγ線の直接測定を元に、その測定条件を揃えた幼児への試算。成人男性、甲状腺等価線量 33 mSv （最大値）床次氏試算1歳児 62 mSv 、5歳児 50 mSv 、成人の2倍近い。科学委推計値、1歳 $1.2\sim 30\text{ mSv}$ 、10歳 $1.0\sim 22\text{ mSv}$

<検討> 事故至近時、現場での最高機器実測値から条件を整えて小児への試算。床次氏の測定目的は、甲状腺がんの危機の実証に迫る意図は明らかである。対して、UNSCEARの流通食品の計測、特記していないところから見るとγ線を特定した測定ではないらしい。

甲状腺がん発症の危機への問題意識という点では、床次氏とは比較にならない。一般的な関心としては認められるが、福島原発事故との関係とするとその作業の目的がボケてくる。

しかし、深刻な問題は、同じ報告書の中でUNSCEARは「県民健康調査では、事故時18歳以下の子らを対象とした甲状腺検査で252人が甲状腺がんか疑いと診断された。科学委は報告書で、被曝の影響ではなく、高感度の超音波検査によって生涯発生しないがんを見つけた過剰診断の可能性がある」と指摘した」という点にある。

福島の場合、甲状腺がんではなく「過剰診断」＝「癌もどき」だと確信しているのであれば、福島県の小児を対象とした先のデータを取る意味は何か。甲状腺の放射線被ばく度を見ても事故近時の測定（14年は流通外の汚染食品を代用したと）ではなく10年近く経過している。

3) 福島原発事故に伴う小児甲状腺がんの多発を否定する理由で最も強いのは「チェルノブイリ原発事故に比べてはるかに放射線量が少ない」である。

放出・被ばく線量の実測に基づいているのだろうか。先に検討したUNSCEARは「チェルノブイリ原発事故に比べヨウ素131被曝はくはるかに低く放射線量の危険性は認められない」と断言する。

しかし、彼らは先に見たように、真に科学的、実証的立場にあるとは言いがたい。原発擁護の姿勢も色濃く窺われる。田辺文也氏と共同研究者らの実測・実証を踏まえた推計などにより、福島原発事故の放射性ヨウ素の放出量は 206 PBq であり、チェルノブイリ事故の $1/10$ つまり1桁少ない 100 TBq オーダーである< TBq >を超えるレベルで、 $1/10$ の違いは被曝による「発がんの危険度」という観点から見ると、殆んど「差はない」ものと思う。

放出する全放射線量についても、小出裕章氏の説明「原発と放射能（河出書房）新社」によると、事故発生から5日間2011・3・16日までに大気に放出された放射性物質は77万テラ Bq （テラ＝兆）でチェルノブイリ事故の $1/6$ という。

この場合も放射線被曝の危険度としては、両者に差はないと思う。両原発事故を比較すれば被曝障害の危険度という観点からは比較にならないほどの違いどころか両者の差は小さい。つまり福島原発事故においても、チェルノブイリ事故同様放射線の危険性、甲状腺がんの危険性は高いという、警戒心をもって対処しなければならないと思う。

次の展開で問い考えなくてはならないこととし



(資料11) 川上氏

て、福島原発事故による甲状腺がんを否定する論拠だ。「被曝はチェルノブイリより低い」「高度機器による過剰診断」「生涯いたずらしない癌と定義された癌？＝過剰診断癌論とともに、

それぞれの症例の細胞診像として見せられる状態にあるか問いたい。公表できる状態にしてあるか。(症例として、公的論争の必要) 組織細胞診断上、癌と明確に異なるか、癌と区別できないか(過剰診断論者の身内の納得でなく、公開討論の必要)

第一原発 過労死事件 損害賠償裁判 結審 30日 判決！いわきオール 宇徳 東電は謝罪を..

2017年10月26日、第1原発・車両整備工場で働いていた猪狩忠昭さん(57歳)は緊急医療もないまま帰らぬ人となった。死因は「致死性不整脈」だった。東電は当日の記者会見で「業務との因果関係はない」と発表した。その後、労災申請で過労死ライン(100時間超)を超えていて労災に認定された。

2019年2月13日、遺族と「福島第一原発 過労死責任を追及する会」(資料12)は雇用主であった、いわきオール、宇徳、東電HDを被告に謝罪と損害賠償を求める訴訟を提起。3月1日結審となり同月30日に判決を迎えることになった。その経過を改めて伝えたい。(既報 No208、同 209)



(資料12)「福島第一原発過労死責任を追及する会」の人々

裁判には驚くことがあった。2020年11月にいわきオールの被告人が傍聴者との間を遮る「遮へい措置」を裁判所に求めていることである。

当然のことながら裁判所はこれを拒否した。

証人尋問は、馬目前社長から始まった。それも「知らぬ・存ぜぬ・しらをきる」ことから始まった。「毎朝4時30分に出社し、同5時30分、宇徳へ部品納品することについて知らなかったのか？」の問いに「知らなかった・指示していない・それは猪狩君が亡くなった後で知った・私は宇徳に『そんなことをやっていたから猪狩君が亡くなった！』家内もそう思っている」と証言した。

ようするに宇徳に責任を転嫁したのだ！

これには宇徳の弁護士もビックリ仰天したようで、以降、同弁護士は反対尋問を馬目前社長だけで、原告への反対尋問はなかった。

その後も「血圧の薬を飲むように何度も話した・手術後に軽作業からスタートしたらと何度も言った・タイムカードと作業日報を毎日確認した・残業代について恣意的な計算はしていない・」など猪狩さんの体を心配し、残業代もちゃんと支払っているがごとき証言は、原告弁護士の反対尋問で支離滅裂なものになった。更に、「手術の際、有給をとらせなかったこと・何故言わなかったのか・第一原発の移動時間は・4時30分に出社していたこと・タイムカードのチェックは



(資料13) 全面マスクと防護服 いわきオールの会社

..」など、証言は二転三転で傍聴席からも呆れ驚きの声が挙がった。

このような人物が社長として(資料13)のように会社の前面に顔写真入りの大看板(1.5㎡)を出していたのだ。(現在、社長交代を理由に取り外した)聞いて呆れるほかなかった！

第一原発の救急医療体制の不備も明らかになった。作業員は携帯電話の携行不能のため、ER(救急救命室)担当医は「あの日、突然ERのドアをたたかれ事前準備をすることが出来なかった」としている。最終陳述書でも東電は「携帯電話は初期費用と維持費が莫大なめ交付出来なかった」と述べている。東電という会社、労働者の扱いが最低レベルで尊厳など有りはしない。

(故)忠昭さんは家族にも優しく、仕事も率先垂範し、優秀で、愛すべき人物であったと思う。

今から22年前、第一原発で働く、双葉郡内の労働者(47歳)が「急性白血病」で死亡し労働災害と認定され手伝ったことを思い出す。(既報 No27 以下多数 1999.12.28) この人物も忠昭さんと同様・仕事(溶接工)も抜群で評価されていた。家族は父母、妻と子ども3人の7人世帯で発病から3ヶ月で亡くなり、その悲哀は尋常ではなかった。

何故、このような労働者が亡くなるのか！

その悲しみ怒りは尽きることはしない。

これが科学といえるか？ 放射線防護を放棄した放医研

斉藤 章一

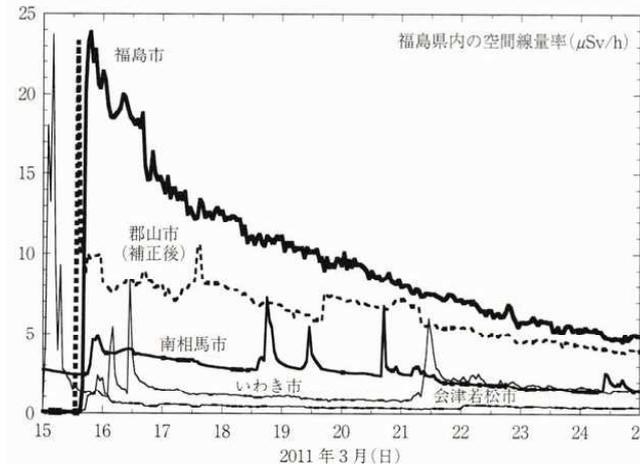
福島県健康調査委員会や国連科学委員会（UNSCEAR）は「推定被ばく線量は低く健康に影響する可能性は低い」との調査結果を発表している。初期測定を怠り、研究者の測定を中止させ、誤った情報を流し低線量に導いた証拠がここにある。^{注2}

子どもの甲状腺被ばく線量を実際に測定したのは、1,080人、原発爆発からすでに2週間後の3月24～30日、30km以上離れた、いわき市、川俣町、飯館村であった。当初の目的は「避難範囲を20kmから30kmに広げる必要があるかサンプリングする」ことだった。

この測定での問題は主に2つ、1つ目は甲状腺被ばく量を測定値と放射性ヨウ素の減衰曲線から算出するのだが測定班にはヨウ素を13日間連続摂取した場合のデータが与えられていた。しかし被ばく環境を調べてみると（資料14）のように15日に高濃度の放射能雲が通過し、ヨウ素を吸い込んだはこの15日に1度と考えるのが妥当である。このデータを使うと被ばく量は2倍から5倍になるのだ。30³ mSvの子どもは最大150³ mSvになってしまう。

2つ目はいわき市での測定でバックグラウンドの線量を着衣とし、着衣の肩の線量としたことである。おそらく衣服の汚染が測定に支障が出るレベルだったのだろう。そのため、たとえ測定値が除染基準の13,000cpmを超えても着衣が13,000cpmであれば被ばく線量は”0”となるので過小評価になる恐れが高い。この問題は専門家委員会^{注3}でも問題視され、「測定データに科学的信頼性はない」とされたのだが「実際に測定したデータがこれしかない以上採用せざるを得ない」と全く非科学的に結論づけたのだ。

避難者のスクリーニングもひどい。1ページにもあるように除染基準を13,000cpmから10万cpmにあげたのだ。理由は「基準オーバーの避難者多数で、除染のための設備もお湯もない、スクリーニングを



（資料14） 放射能雲は15日に流れた

通らないと避難所に入れない、という状況」だったのだ。現場ではやむなく10万cpmを採用したのだがこの数値はGMサーベイメータ振り切れの値だった。

しかし問題はこの10万cpmという値は1歳児等価線量で770³ mSvにもなる値である。有意に甲状腺

がん発生が認められるという目安の約8倍という驚くべき高線量である。

福島の現場から理由付けを託されたのが放医研だった。驚くべきことにこの放医研は「10万cpmでも被ばく量は0.17³ mSvにすぎない、避難者の被ばくは心配ない、甲状腺被ばく測定は不要」という文書を出したのである。良心の呵責があったのか「外部には出すな」とおまけつきで。後日、記者の聴取に文書原案を作成した当時放医研緊急被ばく医療研究センター長の明石氏は「内部被ばくは考慮してない」などと述べているが、そもそも福島県のスクリーニング基準の40Bq/cm² = 13,000cpm (GMサーベイメータの場合)の策定時の委員でもあったのだから「13,000cpm = 100³ mSv」は承知のうえで避難者の放射線防護を放棄させたのだ。

この文書は放医研の権威のもと検証されることなく現場で共有され、その後は10万cpmが基準となり原子力安全委員会も追認した。現場では10万cpm未満の避難者は「大丈夫です」の言葉だけで除染もされず、データさえも残されなかった。「被ばくは少なく健康への影響はない。安心してください」という新たな安全神話が作られた。これが原子力を取り巻く科学の恐ろしい正体である。

原発事故の被ばく「国と県の過失認めず」 ～福島の子どもの未来を奪う不当判決の陰で～

千葉 親子

6年半にわたる「子ども脱被ばく裁判」は、3月1日福島地方裁判所で判決の日をむかえた。遠藤東路（とおる）裁判長はわずか1分程で主文を読み上げ原告の訴えを全て退け、逃げるかのように退廷し、傍聴席は何が起きたのか茫然としたという。

この裁判は、福島県内の子どもと保護者が、「被ばくの心配のない環境で教育を受ける権利」「原発事故後、被曝を避ける措置を怠り無用な被曝をさせた責任」を追及して来た。スピーデー情報が正しく伝えられなかった事、安定ヨウ素剤の服用をさせなかったこと。福島県の放射線が、公衆被ばく線量年間1mSvであるにもかかわらず、緊急被ばく線量20mSvのままで、これからもこの汚染地での生活を押し付けようとしている、極めて異常な判決であった。弁護団共同代表の井戸謙一弁護士は「この判決は、ICRP、IAEA、UNSCEAR」の見解を「金科玉条（重要な法律のことで絶対的なよりどころとする）」の如く取扱、これにさえ従っていれば問題ないという考え方に貫かれている。人権尊重を基本原理とする日本国憲法下の

価値体系に適合するの

という問題意識はかけらも無いと断じた。

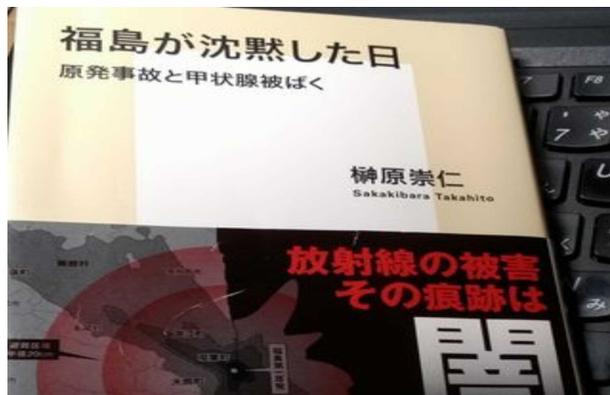
原発事故後、全国で起きている損害賠償裁判の中で、放射能の感受性が高いとされる子どもを原告とした裁判は、他に類を見ない。小児甲状腺がんを発症させるヨウ素の半減期が8日だ、初期被ばくの対応がいかに重要かである。福島第一原発事故後始めて発見され、長期的な内部被曝を起こすといわれているセシウム含有不溶性放射性微粒子（既報187号）の存在については、「現段階において、ICRPの勧告に依拠した放射線防護措置を講じることが直ちに不合

理ではないと断じた。」科学的にはっきりするまでは対策をとらなくてもいいと言うのであったなら、子どもたちを、住民を、実験台にするようなもので、許されるものではない。

福島県では、甲状腺の詳細な線量を計測しなかつ



(資料15) 不当判決に抗議する原告団



(資料16) 情報開示請求と緻密な取材から真相を暴く

た。榊原崇仁氏の著書「福島が沈黙した日」に、事故当時の膨大な情報開示請求によって明らかになった、初期被ばくの問題が克明に書かれている。国や県が実態把握を怠った経緯、いかに放射線被害の隠蔽と歪曲が行われたか。時間の経過と共に、事実究明や責任問題意識が希薄になる中、10年目となった今、健康に不安を持っている人は多い。今回の裁判で見えてくる事は、この裁判で明らかになった甲状腺がんの多発や微粒子の存在、避難の権利を認める事になったら、国、県、東電の責任が発生し、他の原発関連告訴に

大きな影響を及ぼす事を司法は避けたのではないか。「子ども脱被ばく裁判の会」全面敗訴の陰で得たものの大きさを実感する。原告団及び弁護士は、3月15日仙台高等裁判所に控訴した。

出典 文献

・(資料1) 2013.2.15 朝日新聞・(資料2) 文部科学省HP・(資料3～4) 福島中央テレビニュース・(資料5) 東京電力HD・(資料6～7) 福島中央テレビニュース・(資料8～9) 東京電力HD・(資料10) ウィキペディア・(資料11) 編集部・(資料12) 編集部・(資料13) 遺族、編集部・(資料14) study2007・(資料15、16) 編集部・(注1) 日刊スポーツ 2021.3.13・(注2) 福島が沈黙した日 集英社新書 榊原崇仁著、見捨てられた初期被ばく岩波科学ライブラリー study2007 著・(注3) 環境省(あり方会議)